

資料－５

第９回 後志利別川水系外 減水対策協議会

規約について

令和７年２月１７日

後志利別川水系外大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

今回変更なし

(名称)

第1条 本会は「後志利別川水系外大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 後志利別川水系外における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する町や道、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第15条の9及び第15条の10に基づき設置するものである。

なお、協議会の対象河川は、別表1に掲げる函館開発建設部が管理する一級水系の河川、函館建設管理部が管理する一級水系及び二級水系の河川とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
3. 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

2. 協議会には会長、副会長を置き、会長は函館開発建設部長を、副会長は檜山振興局長及びせたな町長を、あてる。
3. 会長は、協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。
4. 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く

2. 幹事会は、別表3に掲げる構成員をもって構成する。
3. 幹事会には幹事長、副幹事長を置き、幹事長は函館開発建設部次長（河川道路担当）を、副幹事長は函館建設管理部維持管理課長を、あてる。
4. 幹事長は会長の下にあつて幹事会を運営し、副幹事長とともに会務を処理する。

5. 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会では、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2. 幹事会では、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、北海道開発局函館開発建設部工務課及び渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は昭和57年 8月 4日から施行する。

平成 4年 6月24日改正

平成 8年 4月24日改正

平成14年 4月26日改正

平成16年10月 4日改正

平成18年 4月26日改正

平成19年 4月26日改正

平成20年 4月24日改正

平成22年 4月26日改正

平成25年 4月25日改正

平成26年 4月23日改正

平成28年 5月23日改正

平成29年 6月19日改正

平成30年 6月20日改正

令和 元年 6月28日改正

令和 6年 3月 8日から施行する。

協議会の対象水系

(函館開発建設部が管理する一級水系)

後志利別川水系

(函館建設管理部が管理する一級水系及び二級水系)

後志利別川水系

馬場川水系

太櫓川水系

砥歌川水系

上古丹川水系

小川水系

臼別川水系

平田内川水系

後志利別川水系外大規模氾濫に関する減災対策協議会

(委員)

国土交通省北海道開発局 函館開発建設部長 (会長)

気象庁 函館地方気象台長

北海道 檜山振興局長 (副会長)

北海道 渡島総合振興局副局長 (建設管理部担当)

北海道警察 函館方面本部警備課長

北海道警察 函館方面せたな警察署長

せたな町長 (副会長)

今金町長

檜山広域行政組合 せたな消防署長

檜山広域行政組合 今金消防署長

(オブザーバー)

狩場利別土地改良区 理事長

後志利別川水系外大規模氾濫に関する減災対策幹事会

(構成員)

国土交通省北海道開発局 函館開発建設部 次長（河川道路担当）（幹事長）
 国土交通省北海道開発局 函館開発建設部 工務課長
 国土交通省北海道開発局 函館開発建設部 公物管理課長
 国土交通省北海道開発局 函館開発建設部 防災課長
 国土交通省北海道開発局 函館開発建設部 今金河川事務所長
 気象庁 函館地方気象台 防災管理官
 北海道 檜山振興局 地域創生部危機管理室 主幹（危機対策 兼 社会資本）
 北海道 渡島総合振興局函館建設管理部 維持管理課長（副幹事長）
 北海道 渡島総合振興局函館建設管理部 治水課長
 北海道 渡島総合振興局函館建設管理部 今金出張所長
 北海道警察 函館方面本部警備課 課長補佐
 北海道警察 函館方面せたな警察署 警備係長
 せたな町 総務課長
 せたな町 地域包括支援センター所長
 今金町 くらし安心課長
 今金町 保健福祉課長
 檜山広域行政組合 せたな消防署主幹（兼警防係長）
 檜山広域行政組合 今金消防署主幹（警防担当）

(オブザーバー)

狩場利別土地改良区 参事